

東京立命会会則

第1条 (名称・事務所)

本会は、東京立命会と称し、その事務所を会長又は担当理事の自宅に置く

第2条 (会員)

本会は、立命会（本部、小諸市）の下部組織として旧制上田中学、上田松尾高校、上田高校の卒業者で、関東在住の小諸市出身者とその関係者をもって構成する

第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を深め、その向上と母校並びに郷土の発展と社会文化に貢献することを目的とする

第4条 (事業)

本会は、前号の目的を達成する為次の行事を行う

- (1) 親睦会、各種施設の見学会、講演会などの開催
- (2) 立命会（本部）主催の行事に参加する
- (3) その他、上田高校関東同窓会、東京小諸会など本会の目的達成の為各行事へ参加する

第5条 (役員の種類・定数・任期)

本会に次の役員を置き、その任期は2ケ年とする、但し重任を妨げない

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 二 理事のうち1名を会長、若干名の副会長、必要に応じ幹事長、会計担当を設けることができる。

第6条 (役員を選出、職務)

役員は、総会に於いて選出する、役員は予め役員会に於いて選考、推選し会長が総会に諮り総意に基づき決定し、会長がこれを委嘱する

- 二 会長は、本会を代表し会務を統理する
- 三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する
- 四 理事は、事業の推進、その他重要事項を審議し会務の運営にあたる
- 五 監事は、随時本会の会計を監査し総会に報告する

第7条 (総会及び役員会)

総会、役員会は会長が招集しその議長となる

- 二 定期総会は、毎年一回開催し、会務の報告及び事業計画、その他重要事項を決議する
- 三 役員会は、必要に応じ開催し重要事項を審議する

第8条 (会費)

本会の経費は、会費、篤志寄付金その他の収入をもってこれに当てる

第9条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる